

02 TAX info

役場での申告は 変更点に注意してください

役場での申告は今年から会場が変わります。また来場者の混雑防止を目的に入場整理券の配布があります。入場整理券は数に限りがありますので、ご注意ください。

▶申告期間・時間・会場

期間 2月16日(水)～3月15日(火)

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時(火曜日のみ午後6時まで)

会場 役場1階エントランスロビー

対象地区(下記を目安に申告会場にご来場ください)

期日	対象地区	2日(水)	3日(木)
2月16日(水)	大字鶉	大字光善寺、藤川、秋妻	
17日(木)	大字明野	大字石打	
18日(金)	大字鶉新田、新中野		
21日(月)		7日(月)	
22日(火)		8日(火)	大字篠塚
24日(木)	大字中野	9日(水)	
25日(金)		10日(木)	
28日(月)		11日(金)	大字狸塚
3月 1日(火)	全ての地区	14日(月)	大字赤堀
		15日(火)	全ての地区



役場西側の正面玄関 入ってすぐが 今回の会場です

※申告期間中は、税務課窓口での申告相談は実施しません。申告書の受取りのみになります。

▶申告会場での注意点

- ▶体調のすぐれない人や体温が37.5℃以上の人は入場を断る場合があります。
- ▶筆記用具や計算器具、老眼鏡などは持参するようにしてください。
- ▶検温の実施やマスク着用、手指消毒、少人数での来場にご協力ください。
- ▶受付時間前に来場しても開場できません。また、例年開場直後は非常に混雑しています。
- ▶感染防止のため、待合室の座席を減らしています。車などでお待ちいただく場合があります。
- ▶今後の感染拡大状況に伴う警戒レベルの引き上げにより、申告会場を閉鎖する場合があります。
- ▶会場は定期的に換気を行いますので、室温の低下が考えられます。暖かい服装でお越しください。

注意点を読んでご来場ください



▶館林税務署で申告が必要な人

館林税務署での申告が必要な人は町会場では申告できませんので、ご注意ください。

▶期間 2月1日(水)～3月15日(火) 相談時間 午前9時～午後4時 会場 館林税務署(館林仲町11-12)

▶館林税務署で申告する人

- ①青色申告をする ②令和3年中に営業や農業、不動産事業を始めた ③営業や農業、不動産所得の損失を繰り越す ④土地・建物の不動産や自動車・貴金属などの動産を譲渡した ⑤株式や先物取引で譲渡益があった、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する ⑥特殊な配当所得がある ⑦外国為替証拠金取引(FX)による所得がある ⑧仮想通貨(ビットコインなど)で利益が出た ⑨肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする ⑩雑損控除の適用を受ける ⑪贈与税・消費税の申告をする

※館林税務署会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE公式アカウント

税の申告

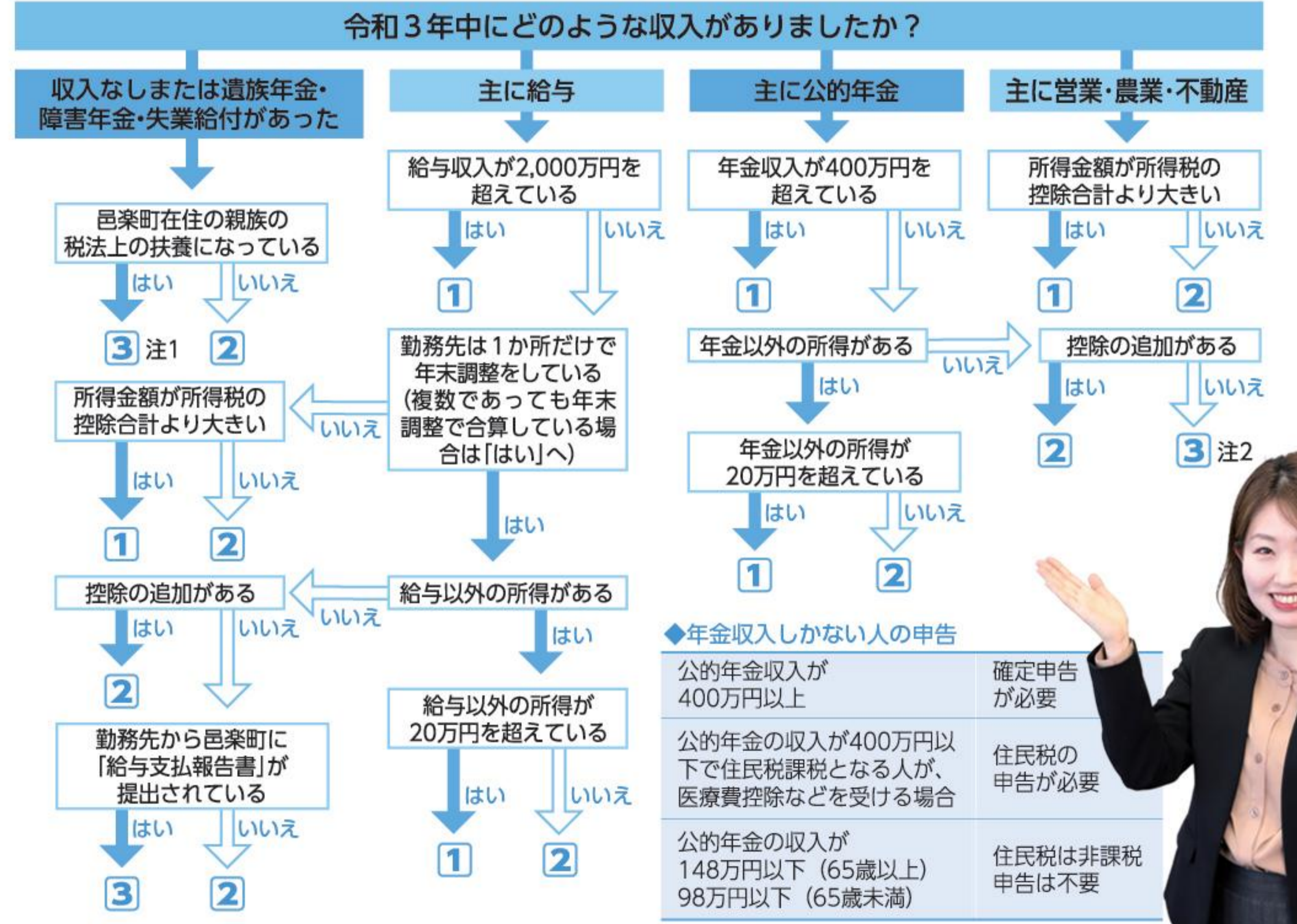
問-住民税 役場税務課 ☎ 47-5011 所得税 館林税務署 ☎ 72-4373

令和3年分所得税、4年度の住民税(町県民税)についての申告受付が2月16日(水)から始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場1階エントランスロビーで忘れずに申告してください。

01 TAX info ▶申告が必要な人

まずは、フローチャートで確認してください

申告が必要かどうかを簡単に確認できるフローチャートを作成しました。まずは、ご自身が申告対象者かどうかを確認してみてください。



◆年金収入しかない人の申告

公的年金収入が400万円以上	確定申告が必要
公的年金の収入が400万円以下で住民税課税となる人が、医療費控除などを受ける場合	住民税の申告が必要
公的年金の収入が148万円以下(65歳以上) 98万円以下(65歳未満)	住民税は非課税 申告は不要

① 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください
② 住民税の申告が必要です	所得税(復興特別所得税含む)が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です
③ 確定申告・住民税の申告は必要ありません	「注1」の人で国民年金保険料の申請免除を受ける場合や所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です 「注2」の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です

フローチャートは一般的な例です。不明な点は役場税務課(☎ 47-5011)にお問い合わせください。



05 TAX info

医療費控除明細書の添付が必要です 医療費控除を受ける人へ

医療費控除は本人や生計を共にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費がある場合に、下記の計算式によって算出した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができる制度です。控除を利用するには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付は不要ですが、保存が必要です。

医療費控除の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{支払った医療費など} \\ \text{の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などの補てん額} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{総所得金額等の5\%} \\ \text{のいずれか少ない方} \end{array} = \text{医療費控除の額}$$

医療費控除明細書の書き方を解説

令和3年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 邑楽町大字中野2570番地1 氏名 邑楽太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

① 医療費通知に記載された医療費の額	② そのうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ そのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
98,580 円	85,400 円	0 円

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) そのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
邑楽太郎	▲▲病院	☑ 診療・治療 ☑ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	2,400 円	
邑楽二郎	■●薬局	☑ 診療・治療 ☑ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	5,400 円	
邑楽花子	○○薬局	☑ 診療・治療 ☑ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	500 円	
邑花子	□□病院	☑ 診療・治療 ☑ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	32,300 円	10,000 円
2の合計				
医療費の合計		A	(B+C)	(D+E)

医療費通知に記載がない分の医療費を記載
※医療を受けた人と医療機関ごとに記入してください。

医療費通知の「自己負担額」の合計額を記入

※「医療費通知に記載された事項」を記入した場合、医療費通知(原本)の添付が必要です。

①の医療費の自己負担額のうちその年中に支払った金額を領収書などで確認し、その合計額を記入

保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)で補てんされた金額がある場合に、その合計額を記入

医療費控除の対象となるもの

- 入院・手術・診療の代金
- 薬局で買った風邪薬
- インプラント(治療目的に限る)
- 子どもの歯科矯正

医療費控除の対象とならないもの

- 診断書などの文書料
- ビタミン剤や栄養ドリンク
- コロナ対策のマスクなど
- 美容を目的とした整形手術などの費用

高額療養費の12月診療分の発送にご注意

料金後納郵便

〒370-0902 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野

見本

高額療養費支給申請のお知らせ

邑楽町役場 住民課 国民健康保険係

〒370-0902 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

TEL 0276-88-5511

※この封筒は内部にありです。ここから開封してご確認ください。

ご不明な点は 役場税務課 ☎47-5011まで お問い合わせください

12月中に高額療養費の対象となる診療を受けた場合、「高額療養費支給申請のお知らせ」が発送されるのは、2月下旬以降です。それ以前に医療費控除の申告された場合、申告の訂正が必要になります。ご注意ください。

03 TAX info

自宅から手間なく、いつでも申告できる スマホ申告を活用しませんか

確定申告には、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、申告会場に行かなくても、「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。

スマホ申告のここが便利

01 自宅からいつでも申告できる

マイナンバーカードとスマホがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます。

02 専用画面案内に従って簡単にできる

スマホのカメラで源泉徴収票を読み取ると自動で入力されるほか、専用画面の案内に沿って入力すれば、申告内容が自動計算されるので、大変便利です。

03 還付金が早く受け取れる

還付申告の場合、e-Taxから申告すると早く還付されます。

04 マイナポータル連携で所得控除が自動入力

マイナポータル連携により、一部の所得控除などが自動入力されます。

作成や作成方法は下記のQRコードにアクセスしてください。

確定申告書等作成コーナーはこちらから



操作方法などのお問い合わせは e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

書類の作成方法は動画でチェック

動画で見る確定申告

「国税庁動画チャンネル」で配信



自宅ですっきりe-Tax



04 TAX info

必ずチェックしてください 申告に必要なもの

申告のときに必要なもの 忘れていないかチェック

年間収入が分かる書類

- 【給与や年金を受給している人】
 - 源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など
- 【事業所得や不動産所得のある人】
 - 事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書
 - ※待ち時間短縮のために、収入と経費を事前に収支内訳書に記載してください。

所得控除に必要な書類

- 【社会保険料控除などを使う人】
 - 国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書など
- 【医療費控除を使う人】
 - 詳細は左ページを確認してください
- 【障害者控除を使う人】
 - 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
 - ※障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場健康福祉課 ☎47-5021まで。

必要書類をそろえておく
手続きがとてスムーズです

所得税の還付がある人

通帳など本人名義の口座番号が分かるもの

身元確認書類(運転免許証など)

番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

【マイナンバーカードを持っている人】

●マイナンバーカードだけで本人確認できます



【マイナンバーカードを持っていない人】

●通知カードなどマイナンバーが確認できるものと運転免許証など身元確認できる書類が必要です



身元を確認できるもの
運転免許証や健康保険証など

※住民票の住所と一致していることが条件。